

徳島県告示第三百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ佐古店

徳島市佐古三番町北五の一番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

平成三十一年徳島県告示第二百十一号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場は条例等の基準に従い台数等を確保の上、位置、規模等についてあらかじめ徳島市建築指導課に届出をすること。

駐車場の必要台数を確保し、周辺市道の交通の妨げにならないよう対策を講じていただきたい。

自動車の駐車の用に供する部分については、駐車場法等の基準を遵守していただ

き。北側出入口の車両経路においては交通渋滞及び安全対策を講じていただきたい。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮していただきたい。

歩行者の通行安全を確保し、周辺市道への損傷がないよう対策を講じていただ

き。3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

特定建設資材を使用する新築工事においては、基準に従って工事現場で分別し再資源化等することが義務付けられています。工事着手の七日前までに、分別解体等の計画等について徳島市建築指導課に届出してください。

店舗内から発生する一般廃棄物については、燃やせるごみ、資源ごみに分別し、ごみの減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めてください。

古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、コピー用紙等）は、リサイクルするために古紙問屋に搬入してください。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに一般廃棄物の適正な処理については、徳島市の施策に協力してください。

4 騒音の発生に係る事項

次に掲げる事項について、関係事業者を含め配慮してください。

（一）夜間における騒音、特に自動車の走行音について、常に最大限の注意を払うこと

（二）店舗周辺の住民との間に騒音問題が生じた場合には、真摯に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物については、産業廃棄物と一般廃棄物とを適正に分別してください。

分別された廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理してください。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けていただきたい。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和元年八月二十一日から同年九月二十一日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで